

審 査 基 準

令和3年11月1日作成

法 令 名：兵庫県道路交通法施行細則
根 拠 規 定：第2条第4項第2号及び第3号
処 分 の 概 要：駐車禁止除外指定車標章の交付
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会（兵庫県警察本部交通部交通規制課長）
法 令 の 定 め：根拠規定に同じ。
審 査 基 準：別紙1（審査基準）のとおり
標 準 処 理 期 間：14日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：第2号の申請書は、交通部交通規制課又は用務に係る区域を管轄する警察署に提出してください。 第3号の申請書は、交通部交通規制課又は住所地の管轄を問わず、すべての警察署に提出することができます。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部交通部交通規制課駐車管理係 078-341-7441（内線5167・5177）
備 考：

別紙1（審査基準）

許可の申請を受理した公安委員会は、当該申請に係る対象車両が兵庫県道路交通法施行細則第2条第4項第2号及び3号に該当する場合には交付するものとする。

なお、上記各号の用語の解釈は次のとおりとする。

1 兵庫県道路交通法施行細則第2条第4項第2号関係

ア 「急を要する傷病者」とは、早急に往診治療、施術又は迅速な手当をしなければ症状が悪化するおそれのある患者および妊婦をいう。

「往診等のため使用中の車両」とは、医師法（昭和23年法律第201号）第2条に規定する医師若しくは保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第3条に規定する助産師が急を要する

傷病者の往診治療のため使用し、かつ、駐車中の車両をいい、通常の往診等に使用している車両は該当しない。

イ 歯科医師法（昭和23年法律第202号）第2条に規定する歯科医師が、在宅歯科往診等のため、往診歯科診療器材又は携帯用往診歯科診療器材を搭載し、搬送している車両をいう。

ウ 自動車検査証の形状欄に「患者輸送車」又は「車いす移動車（平成13年以前の登録車両は「身体障害者輸送車」と記載）と記載されている車両で、患者又は車いす利用者を輸送するため使用中のものをいう。

エ 「報道機関」とは、日本民間放送連盟又は日本新聞協会加盟の公共的性格を有する報道機関をいう。

「緊急取材のため使用中の車両」とは、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関が緊急を要する取材活動のため、現に使用中の車両をいう。

オ 民間委託された放置車両確認機関が確認事務を行うため使用中の車両をいう。

カ 福祉事務所、児童相談所等が児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に基づく児童の安全の確認若しくは一時保護の措置又は立入調査等のため、現に使用中の車両をいう。

2 兵庫県道路交通法施行細則第2条第4項第3号関係

ア 「歩行が困難であると認められるものその他の道路の通行に支障があり、特に保護を必要とすると認められるもの」とは、下表に該当する者が、自力による歩行が困難又は道路の通行に支障があり特に保護を必要とするため、自動車を使用する必要があるものをいう。

「現に使用中の車両」とは、下表に該当する者が、自ら運転し、又は介護を行う者が運転する車両に乗車して使用し、かつ、駐車をしている車両をいう。

障害の区分	障害の級別
視覚障害	1級から4級までの各級

平衡機能障害		3 級
下肢不自由		1 級から 4 級までの各級
体幹不自由		1 級から 3 級までの各級
乳幼児期以前の非 進行性の脳病変に よる運動機能障害	上肢機能	1 級及び 2 級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
	移動機能	1 級から 4 級までの各級
心臓、じん臓、呼吸器又は小腸の 機能障害		1 級、3 級及び 4 級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1 級及び 3 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫 機能障害		1 級から 4 級までの各級
肝臓の機能障害		1 級から 3 級までの各級
聴覚障害		2 級及び 3 級
上肢不自由		1 級及び 2 級（2 級にあつては、両 上肢の機能の著しい障害又は両上肢 のすべての指を欠くものに限る。）

イ 「歩行が困難であると認められるものその他の道路の通行に支障があり、特に保護を必要とすると認められるもの」及び「現に使用中の車両」とは、上記アの解釈を準用する。

障害の区分	重度障害の程度
視覚障害	特別項症から第 4 項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第 4 項症までの各項症

下肢不自由	特別項症から第4項症までの各項症
体幹不自由	特別項症から第4項症までの各項症
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症

ウ 「1級の障害を有するもの」とは、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものをいう。

エ 「重度に該当する障害」とは、日常生活において常時介護を要する程度のものをいう。

オ 「色素性乾皮症患者」とは、小児慢性特定疾患手帳又は小児慢性特定疾患治療研究事業を行っている医療機関から、当該疾患の患者であることの診断を受けたものをいう。